

別記様式

議 事 録

会議の名称	岩倉市行政経営プラン推進委員会会議
開催日時	令和3年8月18日(水)午後1時10分から午後4時15分まで
開催場所	岩倉市役所7階第2・第3委員会室
出席者 (欠席委員・説明者)	出席委員：岩崎委員、赤堀委員、川中委員、河合委員、戸田委員、三輪委員、西川委員、久馬委員、河村委員 欠席委員：村上委員 説明者：総務部長、行政課長、環境保全課長、維持管理課長、都市整備課長(企業立地推進室長)、監査委員事務局長、秘書企画課長
会議の議題	第2期岩倉市行政経営プラン行動計画の令和2年度実績報告及び5年間の総括について
議事録の作成方法	<input checked="" type="checkbox"/> 要点筆記 <input type="checkbox"/> 全文記録 <input type="checkbox"/> その他
記載内容の確認方法	<input type="checkbox"/> 会議の委員長の確認を得ている <input type="checkbox"/> 出席した委員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他()
会議に提出された資料の名称	(資料1) 第2期岩倉市行政経営プラン (資料2) 第2期岩倉市行政経営プラン行動計画 (令和2年度実績報告及び5年間の総括案) (資料3) 令和3年度行政経営プラン推進委員会タイムスケジュール (資料4) 第2期岩倉市行政経営プラン行動計画令和2年度実績報告及び5年間の総括に係る資料 (資料5) 岩倉市行政経営プラン推進委員会条例 (資料6) 第2期岩倉市行政経営プラン行動計画5年間の総括に係るシートの説明
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開
傍聴者数	0人
その他の事項	

審議内容(発言者、発言内容、審議経過、結論等)	
1 議事	商工農政課長欠席のため、行政課から資料に基づき下記について説明があった。 48 消費生活相談体制の充実 委員長：消費生活センターが岩倉市に設立されたのが平成29年度である。それまでは県の

窓口と国民生活センターであった。それを岩倉市がやるようになって4年経った。この4年の間に成年年齢の引き下げが決まり、18歳から契約ができるようになった。これによる消費者教育の話があったり、お年寄りへの詐欺の多様化など、様々に対象が拡大した中でA評価である。

委員：令和2年度の実績⑥に消費者安全確保地域協議会とあるが、これは何か。消費生活センターと関係のない組織か。

委員長：自分の経験上だが、警察も入り、詐欺の電話等に対してどのように防犯体制を整えていくかを協議する地域の協議会ではないか。

委員：商工農政課主導の協議会か。

委員長：商工農政課が主導し、地域の警察であるとか、社会福祉協議会であるとか、様々な団体を交えて特殊詐欺から高齢者等をいかに守るか等を検討する会議である。

委員：シートの書き方を見ると、設置したとあり、主体となって設置したような書き方である。更に実施効果を見ると、被害の未然防止と書いてあって、これは関係ないことではないか。この中で消費生活センターの周知をすることができたと書けばよいのではないか。

委員長：商工農政課はこの消費者安全確保地域協議会の担当ではあるのか。

総務部長：担当課である。

委員長：主導して立ち上げたことは確かだと思うので、設置しという書き方でも良いのではないか。

委員：取組内容には、消費生活センターの周知や、相談記録の情報共有の場の設置、相談員の資質の向上、開設日時の拡充が計画されている。評価理由で、それへの答えが周知活動や、相談件数の増加となっており、一致していない気がする。全体を見ればわかるが、最後の評価に記載がないのは書きぶりとしてどうなのか。

委員長：評価がAになる根拠づけとして見えないということ。最初はどういうふうに始まり、どうなったからAと評価したというようなことがわかるようなストーリーが欲しい。

環境保全課から資料に基づき下記について説明があった。

51 ごみ分別アプリの導入

委員長：先ほどに比べると評価の根拠が分かりやすい。外国語版のダウンロード数が増加したものの、パーセンテージがあるが、令和元年度の4%が令和2年度に4.7%となったということか。

環境保全課：そうである。

委員長：どれくらいがダウンロードしていると成功だと判断できるのか。当初の目論見は。

環境保全課：一つ目安になるのが外国人人口の比率であると思う。市の統計によると外国人は5.6%程度。外国人のダウンロード数についてはこれを超えるのが1つの目安。

委員長：なのでBということである。

委員：令和2年度の実績の②について、文章になっていないのでは。検討した結果という文言があるのに、その後が続かず、状況確認を行ったとある。対象言語における検討の結果

を書くべきで、書き方は他にあるのではないか。

環境保全課：少し文章が繋がらない部分があると思う。

委員長：対象言語における国籍別人口の流動性が高いというのはどういったことか。対象言語として多いのはポルトガル語のように思うが、どの国籍が増えているのか。

環境保全課：ベトナム国籍の人は平成31年4月1日時点では164人だったが、令和3年4月だと364人に増えている。倍以上に増えている状況がある。住んでいる方を頼ってどんどん来るようなことがある。

委員長：ルームシェアの場合もあり、ごみの量も多い。そうするとベトナム語対応もありとということを検討したということ。

環境保全課：急激な増加、減少がある。英語、ポルトガル語は庁内で翻訳した。他言語は別に委託するため予算が必要になる。

委員：これはスマートフォンのアプリである。小牧市だとLINEを使っている。そうした対応は。

総務部長：ラインを使った行政情報の提供はしている。

委員長：B評価は適正で、試行錯誤している中で今後に期待するという事。

維持管理課から資料に基づき下記について説明があった。

38 排水機場・公園施設・橋梁の長寿命化と適切な維持管理

委員長：昨年度の行政経営プラン推進委員会からの意見として長寿命化計画に関することを述べたが、それに基づいた書き方になっており、Bという評価の要素にもしている。

副委員長：排水機場については、毎年度計画的な修繕としてやっているが、1件の修繕に対する県費補助についてはどの程度補助されたのか。排水機場の実働は今までに何回あったのか。自分の知る限りでは五条川の排水規制にかかり、稼働することは難しい状況に置かれていると思っているが、どうか。また、長寿命化計画の進捗についての考え方についても教えてほしい。

維持管理課：排水機場の補助率は事業費に対して85%。ほぼ頂けている状況である。

副委員長：どの程度の事業費に対してその補助率なのか。排水機場毎の事業費はどれほどか。

維持管理課：排水機全部を直している訳でなく、例えば、令和2年度においては、川井排水機場のゲートを巻き上げる機械を交換した。それは修繕計画を作るにあたって点検を実施し、早急に交換が必要となるもの、近々交換が必要なものなどを分類している中で修繕することとなったものである。補助率については総額がいくらだから85%という訳でなく、かかる事業費に対して補助がでるものである。工事費としては5,500,000円かかり、そのうち4,675,000円に補助金が出ている。

副委員長：排水機場の稼働実績はどうか。

維持管理課：自分が入庁してからだと、東海豪雨で1回稼働したと記憶している。また、水を排出する先の五条川が満杯になると、下流が被害を被るので、排水規制を掛けることがある。動かせるタイミングが少ないのは事実である。だが、現在、県において下流から川

の改修をしていて、新川の容量も増やしている。新川流域災害対策計画の下で整備している。ただ、維持管理している排水機場も三十何年経っているの、動作が確実にされるよう修繕、更新をしているというところである。

副委員長：東海豪雨と直後の集中豪雨にも動作したと思う。それでも下流の市に影響があった。今行っている修繕は額が少ないが、それぞれの機械を更新するとなると多額の費用がかかる。湛水防除の観点から必要で、補助金もあるので良いとは思いますが、投資に対する効果をどう評価するのかという点については検討してもらいたい。

委員長：この委員会でも排水機場の問題は経費、効果の両面から議論があった。ただ、考えてみると最近豪雨が多い。五条川が下流から河川改修していて、もしも五条川の改修が排水機場の機能が発揮できるほどになればこの排水機場は生きてくるのではないかと思う。五条川の改修工事が市域に達するまではどれくらいかかるか。

維持管理課：先ほどの県の計画においては令和 17 年となっている。今は清須市の線路のところをやっている、どうしても狭隘になっている部分である。それが解消されると一気に進むということで、先は見えてきている。河川改修工事は工事時期が限られるということもあるが、国も豪雨が多いので、そこには補助金を投じている。優先的に進めているのは事実である。

委員長：後 10 年かかると。それだけかかると排水機場の更新もやっていかないといけないというところである。市民の安全の観点からはそこにコストを掛けるということである。費用対効果の面から見ると、市民から見て納得いくようなものがほしいということであったので、検討いただきたい。次に、評価理由の中で公園施設は老朽化対策のための国の交付金を活用できなくなったとあるが、これはどうか。

維持管理課：平成 23 年に計画を作った。当時は、全国的に橋やトンネルなどが壊れることがあり、様々なインフラについて長寿命化を見据えて計画を作って修繕等していかななくてはならないとなった。その中に公園もあった。ただ、公園は壊れることが多く、全国から多数補助金の申請があり、国が条件を厳しくしたところがある。例えば、面積要件等がある。また、遊具点検の結果についても補助対象の範囲を狭めた。更に、改修方法は、補修よりも更新となる。その中で計画を作り、当時は補助金の対象となる条件で計画を策定できていたが、条件が変わったため、計画の実施は市の財政に負担となる。点検をして、その結果から必要なものについて順次改修するようになってはいるが、当初の修繕計画になるべく沿った形を点検結果とすり合わせながらやっている。

委員：実際に、公園で図書館の横と下稲公園には木製遊具がある。先日黄色テープがかかかって使用できなくしてあったが、それは何か。

維持管理課：点検結果で危険と判定され、使用禁止としている。修繕予算を計上している。

委員長：トラテープの張り出しだけだと市民に理由が伝わらないということ。具体的にどこが危ないから使用禁止にしているということと、いつまでに修繕ができると書いてあると市民が納得できる。

委員：子どもがテープを破る危険があるので、書いてもらうといい。

委員長：かなりの自治体で遊具を改修ではなく撤去するところがある。そうした考えもあるか。

維持管理課：撤去するものもある。撤去する理由としてハザードと言って、遊具の安全領域の設定が必要というのが最近できた。遊具の配置によっては撤去することもある。

委員長：安全基準が変わるとそういうこともある。排水機場の話は豪雨と河川改修でやらざるを得ないが、費用対効果を検討するという。公園は遊具の修繕についてはわかる形で利用者に掲示した方が良いという意見があった。評価は納得ということ。

企業立地推進室から資料に基づき下記について説明があった。

18 新たな企業誘致による市税収入の増

委員長：企業立地推進室による5年間の評価は目標達成したということ。

委員：川井町の造成が進んでいる。先ほどの維持管理課との関連もあるが、大雨が降った時の排水の関係はどうなるのか。

企業立地推進室：調整区域での開発になると、五条川、新川流域の総合治水対策で開発面積に応じた調整池が必要となる。9.3ヘクタールを埋め立てて緑地を作ったりするが、一部にその区域に降った雨を一旦貯留できる概ね100m掛ける100mの大きな池を作っている。元々浸水の頻度が高い地域なので、規定の1.5倍の容量を確保して作っている。実際に周辺の浸水対策に寄与するかという役割としては違う部分で、浸水対策は別に取り組んでいく。

副委員長：造成が今年度完了する。契約は4社ある。今度の建設工事は4社単独で周辺への周知等をするのか。

企業立地推進室：令和5年3月末引渡しを予定している。以降に建設工事が始まる。規模と建設するルートに応じて、特に住民に迷惑のかかるような部分は、事前周知することもある。基本的には民間企業の判断となる。

委員長：市にもたらされる税収は設備投資に係る税金と法人税と、雇用される人が働くことによって生じる税金。見込みは分かるものなのか。

企業立地推進室：企業から事業規模のデータをもらってはいるが、まだ示せる段階のものではない。

委員長：それがあれば評価の裏付けとなり、良いと思ったが。

企業立地推進室：増収することは明らかである。

委員長：内定通知は4社だが、24社が応募したということは人気ということか。

企業：尾張地区での企業庁における企業誘致は初めて。位置的なものが評価を受けている。他地域の用地が少なくなってきたところで、岩倉市のような利便のある地域に工場用地ができたところに対する評価である。

委員長：評価は妥当ということである。

都市整備課から資料に基づき以下について説明があった。

52 民間住宅の耐震化の促進

委員長：重点地域において戸別訪問を90件実施した。90件実施して無料診断が48件か。

都市整備課：無料診断は全市域における件数である。

委員長：重点地域における90件の戸別訪問の結果はどうか。重点地区を設定した意味がそこで分かってくると思うが。

都市整備課：木造住宅が密集している地域等を選定し、効果目標は持つべきだとは思いますが、まずは重点地域でお願いするという形で戸別訪問をしている。市内全体で必要な住宅について耐震診断を受けてもらいたいというところで実施している。必ずしも重点地域に対して周知をして、リアクションが多いとは限らない。

委員長：90件戸別訪問してリアクションがないということだと厳しいと思う。昭和56年以前の耐震基準に満たない建物をピックアップして実施して反応がないということだと殊更にだと思う。

都市整備課：建物の耐震化が基準を満たしていないということは本人も承知している。耐震診断をしたら悪い結果が出てくる。耐震化ということで費用がないという話になる。だからと言って、改修費用が多額のため、補助金を上げればよいという話でもない。

委員長：さらに言えば、個人の財産に対する補助金は抑制的に考えなければならないという考えもある。

委員：そうすると重点地区を設定した意味はなく、やめていくという話か。2年続けて地区を回っても効果がないが続けるという話か。

都市整備課：重点地区を決めて回っていくという事業は継続していきたい。

委員：結果が出ないのであれば、事業を実施する意味はあるのか。市全体で広報活動をしており、それで48件という数字が出てくるのであれば、人とお金をかけて実施する意味がないのではないか。

都市整備課：戸別訪問したところでの実績も生まれており、面談して、申込んだということが数件であっても耐震化率の向上に繋がっていくと考えている。

委員：そうであるならば実績に書いて欲しい。そうした効果があるということをわかりやすく書いてくれれば、こちらとしても理解できる。

委員長：東町は単年度では効果がないかもしれないが、前の年に重点地区としてやった中本町が今どうなったかというのは実績として書いて貰った方が分かりやすい。人手を掛けたので、その成果は書いた方が良い。

委員：耐震化が基準を満たしていない建物は、固定資産税のデータで見ればわかると思うが、今何件程度あるのか。

都市整備課：5年毎に行われる住宅・土地統計調査をもとに、税務課で把握している新築や解体のデータを参照して算定している。今住宅総数は18,750戸くらい。そのうち木造が8,400戸、非木造は10,290戸。その中で、木造住宅で耐震性のない住宅は1,500戸くらい。これらは推計なので概数ではある。また、非木造は10,290戸のうち190戸くらい。併せて1,700戸くらいが耐震性がない住宅となる。

委員：何年かかるのかという疑問はある。

都市整備課：年間1%弱くらいの増だが、進んでいない部分というものはあるので、そういった方へのアプローチが課題である。

委員：対象の中に高齢者もいるはずである。対象者の分析をしないといけない。空き家かもしれないし、原因ごとに分析しないと進まないのでは。一律にやっても効果は限定的。住んでない家、資力の無い家、対策を個別にたてて考えていかないといけない。やったけど効果ないのでなく、残ったところについてどう分析して、どういう推進方法にしていくのか考えるのが課題だと思う。

委員長：所有者の意識に応じた対策が必要というの分かる。しかし、所有者の財産状況の把握までは難しいと思う。空家対策と絡めると、家屋倒壊等による道路封鎖の懸念から、避難所への道路や救援物資を運搬するための道路に面している家屋の中で耐震基準を満たしていない、或いは倒壊する危険性のある空き家等を対象として耐震化や空き家対策法における特定空家に指定して除却を考えてみるとか、財産でなく、市民の安全のために実施するという、そういった方法もあると思うが、検討はしているか。

都市整備課：無料耐震診断を行うと、耐震化に要する費用の見積もりが出てくる。非常に高額である。市で10万円上乗せして110万円の補助ができるが、それでも足りないという声もあるし、どれだけ上乗せすれば足りるということもないと思う。お金が一番の懸念材料である。一方で、家屋倒壊等による道路封鎖の懸念もある。人命を守るという観点だと耐震シェルターがあり、市内の事業者も認定されている。防災訓練等で展示して市民に紹介し、啓発したりもしているが、岩倉市では導入の実績はない。空家解体補助金も創設している。要件さえあれば補助金を出している。

委員長：空家、耐震化については個人の財産なので難しい部分ではあるが、一生懸命取り組んではいる。

監査委員事務局から資料に基づき下記について説明があった。

35 指定管理者監査の実施

委員長：指定管理者に対する監査を実施し、5施設について5年で一巡したのか。

監査委員事務局：指定管理者であっても地域に指定管理を任せているところは除外し、NPOや企業が管理している5施設に対して実施した。

委員長：A評価で、5年間で一巡した。今後も指定管理者が変わったところ等を重点的に監査する方針であるということ。

委員：今回は新型コロナウイルス感染症の影響で急激な変化があったと思う。各施設での感染症対策やマニュアルの整備状況が違ったと思う。生涯学習センターについては講座を実施するかどうかのところで、オンラインでやればよいと思ったが、キャンセルしただけだったようなことがあった。急激な事態への対応をチェックして欲しい。そういった場合は対応の変化は確認するのか。

監査委員事務局：総合体育文化センターは令和2年度の12月に監査を実施したが、令和2

年の2月から新型コロナウイルス感染症が拡大しました。感染症対策をメインとして監査する訳ではないが、施設管理の観点から確認している。指定管者も自主事業をしていることから、チケットが売れないことなどの影響について収支面の確認はしている。

委員長：日々の会計検査以外に、支出項目を監査する以外に指定管理者監査を今回実施して、一巡したということ。引き続き今後の方針に書いてあるようなことをお願いしたい。

秘書企画課から資料に基づき下記について説明があった。

- 1 行政需要等に応じた組織・機構の構築
- 2 年次有給休暇等の取得促進
- 3 時間外勤務の縮減

委員長：新型コロナウイルス感染症に関して、特別定額給付金やワクチン接種等で急遽事務が増えたが、超過勤務や休日の確保の目標は逆に達成されている。一番多かったイベントが減ったのが要因か。

秘書企画課：多いと思う。イベントの準備等も時間がかかる。

委員長：休日・夜間の出勤が無くなるだとか、そうした事が縮減に繋がった。

委員：ナンバー1で、令和2年度の実績で市民部の廃止による効果を書いてあるが、検証については具体的に分かりやすく書いて欲しい。ナンバー2については、評価がAとあるが、※でない。次のナンバー3がBで※がある。ナンバー2についても新型コロナウイルス対策重要性に鑑みと書いてあるので、Bの※だと思う。ナンバー3については、働き方改革や研修を実施しても、時間外を減らすのは無理ではないか。絶対的な仕事量を減らさないといけない。オフィスコンピュータがパーソナルコンピュータになり、仕事はどんどん増えたが処理できてしまい、結果として人を減らした。人件費の関係でパートを増やしたが、その後パートも正規並みの取扱いをする必要が出た。休みも土曜日の半日出勤が週休2日になった。絶対的な仕事量を減らさない限り、時間外勤務の削減は無理なのではないか。サービス残業が増えるだけである。

秘書企画課：ナンバー1については、仰る通りである。具体的な記載に今後気を付けたいと思う。ナンバー2については、きっかけは新型コロナウイルス感染症であるが、一方で継続して年次有給休暇を取得するように取り組んで来たところもあり、新しい取組も令和2年度は実施しているので、A評価としている。

総務部長：ナンバー2の補足だが、きっかけは新型コロナウイルス感染症による出勤者の抑制だが、今後も継続して実施できるため、※もなくAとした。ナンバー3については、仕事量は毎年増えている。国から事務が下りてきて、市がやるようになっていく。そうしたところを見ても業務量は増大しているといえる。ただ、それを減らすのは難しいが、趣旨は分かるので、業務削減についてもできることを取り組みたい。

委員：仕事を減らさない限り何も変わらないのではと思う。水曜日にノー残業デーを作っても、それ以外の日で時間外が増えるだけである。機械化で余分な仕事をする時間が増えている。有給休暇も本来20日取るべきだが、取れない。少しずつで良いからコア部分に手

を入れるべきである。研修では無理ではないかと思う。

委員長：市役所の業務には住民対応も含まれる。パソコンに向き合う仕事を減らしたとしても、対住民の利害調整や要望を聞くような仕事は、パソコン業務が減ったらその分増えるような気がする。だからこそ住民に向き合う仕事をどのくらい増やすのかと言ったことが一番大きな指標になるのではないか。内部管理事務は必要で、国や県に関係する仕事ももちろん遂行する必要がある。しかしながら、市役所の仕事として市民と向き合う時間を作るために何をしなくて良いのか、本質的にやめなくてはならない仕事を出しても良いのではないか。

委員：前から思っているが、市役所側が頑張るといふよりかは、市民で調整して市に意見をする等、市民側ができることもあるのではないか。コミュニティを作ることが必要なのではないか。市民側で意思疎通をできる機会、話し合える仕組みがあるといいと思う。

委員長：住民間で決められることは決められるようになればいいと思う。四日市市は土木業務について、地域の様々な団体が道路工事の改修について住民間で優先順位を決めたりしている。それを行政が実行する。個人それぞれが言うのではなく、地域でまとめるようなことが職員の働き方改革にとっても有効であろうと思う。

委員：休暇の取得について、育児、介護休暇について職員向けのハンドブックの作成と環境づくりとあるが、誰を対象として作成しているものなのか。休暇を取得する人向けなのか全員見るものなのか。

秘書企画課：全職員である。休暇を取得する人、上司、所属長等も制度が分かった上でないと休暇の取得に繋がらないため、休みやすい環境づくりのためにそうしている。

委員：真価が問われるのは、休暇を取った人が戻ってくるかどうかだと思う。資料で育休や産休や介護休暇が必要な人の取得率を出した方が良いのではないかと思う。そうすると評価理由の根拠になったりするし、民間企業では男性の育休取得率等の数字を求められることもある。

秘書企画課：数字自体は掴んでいるので、必要性は認識している。

委員：ナンバー1について、プロジェクトチームを作って横断的に仕事をしている。更に残業も減り、休暇の取得も伸びているのを考えたときに、現状の仕事から引き抜いてもこの結果であれば、余剰があったように見える。その要因を捉えないと、プロジェクトチームの仕事は効率的で日常の仕事は非効率かのような印象を受ける。プロジェクトチームであれば効率的になることがあるということなので、今の仕事を今の組織でやるのが適当かも含めて考えないといけない。残業や休暇はとれたが、それは、新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントが減ったのでということで、その要因がなく、通常どおりならまた残業や休暇が悪化するのではないか。そうすると元の木阿弥ではないか。今回達成したらそれを保持できないといけない。折角減ったのであれば、その要因がなくなった後も継続できるようにしないといけない。

秘書企画課：課題だと認識している。一時的に下がっているが、続けることが重要だと思う。先ほど話の出た、やらなくてはならない業務の見直し必要だと考えている。事務の効率化

につながるような担当課での努力も必要。そういったところも含めて、行政改革の次期計画である行政改革行動計画の中で引き続き有給休暇と時間外勤務の縮減も取組内容に挙げているので、引き続き努力していきたい。

副委員長：プロジェクトチームの会議に関する資料を見たが、実施されている会議の回数はずっと多いものと思っていた。実際には月1回程度である。プロジェクトチームの設置による迅速な対応と評価はしているが、活動回数を考えたときに、ごまかしのようになってしまっている部分もある。50周年のプロジェクトは4人で、月1回の会議を12回やっていて、4人でそれだけの効果があるならどんどんプロジェクトチームで実施する事務が出てこなければならぬと思う。プロジェクトチームの構成人数は10人、13人、8人、4人とあるが、4人で効果があると書いてあると、他のプロジェクトチームの人数は適正なのかとなるので、1回考えて欲しい。時間外縮減の話も、時間外を減らすには職員を増やせばよいということになるが、人事担当部署にとってはそんなに職員を増やせないということになる。そうすると、時間外を減らすことはできないのではないかと思う。本当に時間外を減らすことを考えたら、職員を雇用しなくてはならないのではないか。

委員長：組織の編成に関する書き方が市民に分かりにくいという話と、年次有給休暇の取得促進は新型コロナウイルス感染症の影響とは言えないようにしなくてはならないという話で、そもそも事務の根本的な見直しが必要ではないかということ。グループ毎の要因調査は必ず必要ではないかと思う。住民が決められることは住民が決めるということなど、この項目について住民側に課せられた課題もある。

秘書企画課から資料に基づき下記について説明があった。

4 人材育成基本方針の推進

6 職員数の最適化

委員：ナンバー4だが、毎年研修をやって実施効果に意識改革、スキルアップしたと書いてある。アンケートは90%以上が有意義だったとの結果と書いてある。意識改革やスキルアップはすぐにできるものではなく、時間がかかるものである。何を根拠に意識改革、スキルアップに繋がったということになるのか。安易にこうした言葉を使っていないかということが気になる。ナンバー6について、適正な職員数を調べる時に、業務量の外に時間外勤務時間数や休暇の取得率を見る。当然職員を多くすれば時間外勤務時間数は減るし、休暇の取得率は上がる。そうしたところで市としての職員の適正人数は今回目標とした時間外勤務時間数94時間以下、年次有給休暇取得数年10日以上を基準としているのか、それとも別々に考えているのか、別々ならおかしいのではないかと思う。職員の適正数の算出の根拠と、どうしてそれが正しいといえるのかということを知りたい。

秘書企画課：どちらも量るところが難しい部分であると考えている。研修に関する表現についてはその通りだと思う部分もあるので、表現の仕方は気を付けるべきかと思う。職員の適正数については、時間外勤務時間数が継続して多いところというのは、やはり人が足りていない状況があると思う。そういった部分については人事異動等で増員する等を心がけ

ている。そういったところが最適化を図る部分なのかと思っている。

委員長：職員数の決め方についてはどうか。

総務部長：元々以前に国が示した集中改革プランというものがあり、そこでは一律で何パーセント減らすという目標が設定されていた。岩倉市も10年しないうちに100人以上削ったというところがあった。現在は、そこをベースにしながらも、恒常的に時間外勤務の多いところについて数年間の実績も見ながら、我々の1年間の勤務時間である2,000時間を超すようなところについては人が足りないだろうとして1人補充しようというところで採用等も決めている。

委員長：最適な職員数がどれくらいかというのは非常に判断が難しいところである。類似の団体との比較というところだと思うが、それに縛られる必要はないのではという話に最近なり始めたところである。というのは、正規の職員数を類似の団体で押さえていくと、業務は増えていくので、その業務を処理するために臨時職員を大量に抱えることとなる。去年臨時職員の待遇を会計年度任用職員というものに変えていくということをした。待遇も改善され、勤務時間数も明確になったというところである。人件費はかなり増えた。その上で組織として最適な人数をこれから決めていこうとこれから検討し始めているというところである。今までは職員定数というものに縛られていたが、今後どうするのかというのがこれからの検討という状況であると思う。人材育成方針の話について、どう測るのかというところは難しいところだと思うが、少なくとも人事評価などについて研修を受けているというのは評価に反映させているのか。

秘書企画課：当然研修を受けたこと自体も積極的に職務に取り組んだかというところで評価している。

委員長：組織は人であるので、これから岩倉を担う人材をどのように育てるのか、どの程度貼り付けるのかということは永遠の課題であるから、見直していきながら実施するべきであるし、その中で今日の意見を参考にして次の行政改革行動計画に繋げて欲しい項目である。

秘書企画課から資料に基づき下記について説明があった。

15 ふるさとわくら応援寄附金の積極的な推進

36 施策評価における外部評価の導入

委員長：2項目に関してどうか。行政評価については検討2年間、試行実施が3年。来年度から評価の本格実施となる。ナンバー15については資料に市民税影響額があるが、これだけ市民税が流れたということか。

秘書企画課：岩倉市民が他所に寄附をしたということである。

委員長：寄附による歳入から返礼品の歳出を引いた額について、令和元年度は市民税影響額と均衡する程度になっているが、令和2年度については歳入から歳出を引いた額が5,400万円にまで落ち込み、他市町への寄附が1億円を超えたことの影響も受けてかなり市外に流れたという事になるが、それは何故か。

秘書企画課：要因については、推測ではあるが、昨年度全体の全国の状況が総務省より来たが、ふるさと納税全体の実績は全体の1.5倍程に増えている。新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛によって、外で消費する部分がインターネット販売やふるさと納税に転嫁されたのではないかと考えている。その中で岩倉市が前年度と比較して伸びなかった要因は、市の要因だけで語ることはできないが、そもそも前年度大幅に増額した要因は、ふるさと納税指定制度への移行によるものと捉えている。過度な返礼品競争によって還元率が極端に高い自治体に寄附が集中してきた事態を受けて、総務省が返礼品の率を30%以下とするルールを定めた。それが全国的に守られたことによって、市の努力もあるが、寄附額が増えたのではと考えている。昨年度については、新型コロナウイルス感染症の影響で、農水省が生産物が売れなくなった事業者に補助を出している。その補助の要件に適合する農産物については返礼品の率から上乘せができる。そうした農産物に大きく流れたと考えている。また、対面販売での売り上げが低迷した事業者がインターネット販売に本腰を入れ、大手スーパー、デパート等が競合商品を出したことも要因だと思っている。このままでよいとは思っていないため、今年度巻き返したい。

副委員長：交付税で補填される制度はどうか。

秘書企画課：交付税については、市民税影響額の75%について基準財政収入額からマイナスすることとなったので、地方交付税を算定するときに、基準財政需要額との差額で交付税の算定の基礎となる数字に対して補填されていることになる。

副委員長：交付税の方も併せて見れば、極端に言えば令和2年度は約2、3千万円プラスになっているということである。

委員長：交付税を勘案するとそういうことである。

秘書企画課から資料に基づき下記について説明があった。

41 ホームページの活用

44 市民との協働による広報紙づくり

45 広聴活動の充実と的確な情報発信

委員長：フェイスブック、ラインはやっていて、インスタグラムはやっているのか。

秘書企画課：やっていない。

委員長：写真投稿が多いなら有用な手段となると思った。

秘書企画課：現状、ラインとフェイスブック、メールサービス等で情報発信を行っているが、とても多くて選択肢が多すぎてもいけない。効果を考えて使うこととしている。検討には入っているのでご意見いただきながら考えていきたい。

委員：市民の声が増えて市政に反映しているということで、寄せられた声に対するフィードバックはどうなっているのか。スーパーなどだと寄せられた声に対して回答を掲載していたりする。

秘書企画課：市民の声については、名前と住所が記載されていれば返事をする。それについては個人情報伏せてホームページと情報サロンで情報発信している。

委員：広報紙やライン、メールサービスは見ると思うので、そういうところであれば見ると思う。確実にアプローチできる方法を検討してほしいと思う。

委員：意見を出す人が限られているように思う。広報紙は全戸配布なので見る人は多い。ホームページやライン等年齢的に使えない人もいるが、SNS等が知る人ぞ知るような制度になっているのではないかと。広報紙以外に周知するための工夫が必要でないか。あまり岩倉市がやっている印象がない。市民に興味をもってもらう仕組みが必要なのではないかと。情報発信の仕方を研究してほしい。

秘書企画課：情報発信についてはずっと課題だと思っている。近年はSNS等即時に伝えたいことを発信できるが、登録していない人もいるという課題もある。効果的な発信方法について今後も研究していく。

委員：SNSは登録方法等のPR機会が増えればよいのではと思う。

委員長：これから10年もすると広報紙は見ないということになるのではないかと。全て電子でやるようになる。その端境期をどう乗り越えるかが大事である。

行政課から資料に基づき下記について説明があった。

- 19 将来にも責任ある計画的な予算編成
- 22 広報・ホームページ等の活用による財政情報の提供
- 23 市債残高の削減
- 37 公共施設の最適な配置

委員：ナンバー19の予算の関係で、行政課は予算の編成をする部署であり、執行管理部署でもあるのか。

行政課：そうである。

副委員長：ナンバー19で、新型コロナウイルス感染症の影響で事業や税収に影響があったと思う。経常経費等で削減をしたとのことだが、削減目標によって削減された予算がどの程度で、それが新型コロナウイルス感染症の影響に対してどのように関連したかという部分をどう考えているか。元々の予算措置について新型コロナウイルス感染症によって減額をしたのか。

行政課：新型コロナウイルス感染症の影響で相当の減収を見込んでいた。市としてはリーマンショックの次の年度を参考に想定して予算措置をした。不足分については地方交付税と臨時財政対策債というもので2億円増額したり、それでも足りない部分については経常経費の2%削減、更に工事請負費や備品購入費等の経常的なものについても10%削減を予算編成方針に掲げて、予算査定の中で確認しながら予算を編成した。

副委員長：予算の編成における工事請負費等の10%削減は公共施設の維持管理にも影響したのか。

行政課：公共施設の維持管理についても基準を以って計画的に優先順位に従って実施した。

副委員長：減収した額はどれ程か。

行政課：当初予算では3億5千万円の減収で、2億円を地方交付税と臨時財政対策債で補っ

た。残りは経常経費、工事請負費、備品購入費等で補填した。

委員長：予算編成が厳しかったということである。

副委員長：新型コロナウイルスワクチンの分は国で措置されているので、3億5千万円は市税の減収か。

行政課：そうである。

委員：ナンバー23について、取組内容で、5年間で4億円削減目標としているが、数字だと2億円削減となっており、何故評価がAなのか疑問である。

行政課：この計画を作った当時は120億円ほど市債があったが、平成23年度の市債残高が117億であり、令和3年度末の実績は115億円だったので、Aとなった。あくまでも予算編成時の目標額を実績としている。決算を見ると歳出の執行額に合わせて起債額が変わってくる。

委員長：全項目について意見をもらい、日程の全部を終了した。これまでの意見はまとめて、一旦皆さんに見せて、なおご意見があれば、付記してもらい、事務局で集約してまとめたものを副委員長と見て、市長に5年分の報告をする。

事務局：2点報告がある。今回審議された第2期岩倉市行政経営プランは令和2年度までの計画である。4月から始まった第5次岩倉市総合計画においては、行政改革の推進という項目があり、そこに規定されている行政改革行動計画という計画を策定し、その評価を実施していく。第2期岩倉市行政経営プランは市の全課で項目を出して取り組んでいたが、行政改革行動計画は行財政運営に絞って行政改革を進めているものである。項目数は19項目である。それ以外についても総合計画の施策評価の中で取り上げて意見をいただく。引き続き行政改革の取組は進めて行く。委員の任期については、3年間の任期であったが、行政改革行動計画は新たな組織として行政評価委員会が設けられ、そちらで評価してもらう。会議も実施している。任期途中であるが、今年度末までの委嘱ということになるので、理解をお願いします。今後の方針に対する意見等については、しっかりと行政運営に反映できるようにしたい。